

指名停止措置一覧表

令和8年2月9日 現在

埼玉県入間市 担当:総務部管財課

	指名停止業者名	所在地	指名停止期間	指名停止措置要領該当項目	停止理由	停止期間	内 容
1	株式会社トーニチコ コンサルタント	東京都渋谷区本町1-13-3	令和8年2月9日 ~ 令和8年6月8日	別表第2 第3号口	独占禁止 法違反行 為	4ヶ月	「特定跨線橋点検業務等の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条関連 別表第2 第3号 独占禁止法違反行為に該当するため。
2	大日コンサルタント 株式会社	岐阜県岐阜市藪田南3-1-21	令和8年2月9日 ~ 令和8年6月8日	別表第2 第3号口	独占禁止 法違反行 為	4ヶ月	「特定跨線橋点検業務等の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条関連 別表第2 第3号 独占禁止法違反行為に該当するため。
3	日本交通技術株式 会社	東京都台東区上野7-11-1	令和8年2月9日 ~ 令和8年6月8日	別表第2 第3号口	独占禁止 法違反行 為	4ヶ月	「特定跨線橋点検業務等の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条関連 別表第2 第3号 独占禁止法違反行為に該当するため。